

＊北海道公報

目次

ページ

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

告 示

- | | | |
|--------------------------------|------------|----|
| ○一般競争入札(物品の購入)の実施 | (人事課) | 七一 |
| ○産業廃棄物処理施設の設置に係る許可申請書の内容の概要等 | (廃棄物対策課) | 七二 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証の申請 | (生活振興課) | 七三 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活振興課) | 七四 |
| ○平成十三年度砂利採取業務主任者試験の実施 | (資源エネルギー課) | 七五 |
| ○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 | (地域産業課) | 七五 |
| ○土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | (土地改良指導課) | 七六 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (土地改良指導課) | 七八 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 | (土地改良指導課) | 七八 |

- | | | |
|--|-----------|----|
| ○土地改良区連合の役員の就任の届出 | (土地改良指導課) | 七八 |
| ○道営土地改良事業変更計画の決定 | (土地改良指導課) | 七八 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の予定 | (治山課) | 七八 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 | (治山課) | 七九 |
| ○知事権限に係る保安林の指定の解除 | (治山課) | 七九 |
| ○公共測量の実施の通知(二件) | (建設部総務課) | 七九 |
| ○道路の区域の変更(二件) | (道路整備課) | 七九 |
| ○道路の区域の変更及び供用の開始 | (道路整備課) | 八〇 |
| ○公有水面の埋立ての免許の出願 | (砂防災害課) | 八〇 |
| ○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 | (都市環境課) | 八一 |
| ○北海道指定試験機関の住所並びに二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出 | (建築指導課) | 八一 |

公 表

- | | | |
|---------------------------|---------|----|
| ○争議行為の通知 | (労政福祉課) | 八二 |
| ○平成十三年度北海道改良普及員資格試験合格者の決定 | (農業改良課) | 八二 |

公 告

- | | | |
|---------------|---------|----|
| ○公募型プロポーザルの実施 | (地域産業課) | 八二 |
|---------------|---------|----|

支庁告示

○建築基準法による道路の位置の指定

八三

道教育庁胆振教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

八三

道公安委員会規則

○北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則

八四

公布された規則のあらまし

◇北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則(北海道公安委員会規則第十六号)

一 趣旨

「北海道情報公開条例の一部を改正する条例」が施行され、公安委員会が実施機関となったことから、北海道情報公開条例第二十七条の規定により、北海道公安委員会が、北海道公安委員会の所管に属する出資法人等に提出を求める文書の範囲、文書の閲覧又はその写しの交付の手続、費用の負担その他必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 条例第二十七条第一項の規定による実施機関が定める出資法人等及び経営状況を説明する文書及び条例第二十七条第二項の規定による出資法人等が保有する文書について規定した(第二条関係)。
- 2 経営状況を説明する文書の公開について規定した(第三条関係)。
- 3 出資法人等が保有する文書の公開について規定した(第四条関係)。
- 4 出資法人等の情報公開に関する事務の処理については、北海道警察本部長が行うものとし、この規則に定めるもののほか事務の処理に必要な事項は北海道警察本部長が規定することとした(第五条関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十三年十月一日から施行することとした。

告 示

示

北海道告示第1592号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

第1299号

報 道 公 報

北 海 道

1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品の名称 腕時計 イ 調達をする物品の数量 男性用時計 20個 女性用時計 21個 ペア時計 343組 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成13年11月8日及び9日 (4) 納 入 場 所 別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎 11階共用会議室 (2) 入 札 日 時 平成13年10月5日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課 電話番号 011－231－4111 内線 22－181 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。	7 郵便等による入札 (1) 郵便による入札は認めない。 (2) 電報による入札は認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成13年10月1日（月） (2) 提 出 場 所 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課 11 そ の 他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるか申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道総務部人事課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 22－181 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。
---	--

北海道告示第1593号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、

次のとおりである。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

1 申請の概要

(1) 申請年月日

平成13年9月3日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）

美幌市宇チヤシユナイ1020番地

有限会社道央油設処理公社 代表取締役社長 平島 隆司

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

美幌市宇茶志内2015番地10、11、12、176

(4) 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ、

ハ（安定型最終処分場及び管理型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木く

ず、繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道空知支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 美幌市市民部生活環境課 午前8時45分から午後5時15分まで

(2) 縦覧の期間

平成13年9月21日から同年10月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環

境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場

所及び施設の種別を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 068－8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支

庁地域政策部環境生活課）に平成13年11月5日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1594号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設
立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 申請のあった年月日

平成13年8月17日

(2) 特定非営利活動法人の名称

ひびきの村

(3) 代表者の氏名

大村 祐子

(4) 主たる事務所の所在地

北海道伊達市末永町47 須藤ビル3階

(5) 定款に記載された目的

この法人は、新しい生き方や精神的成長を願っているすべての人々に対して、学問と芸術と深い人間理解を柱とするシュタイナーの教育を実践し、それを通じて、生涯にわたり自由な意志を持ち、民族や異文化の枠にとらわれない主体的な人格形成に携わること、及び地域と連携して上記教育活動の実践にかなう環境としての文化的、国際的なまちづくりと医療・食・福祉の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日

平成13年8月21日

(2) 特定非営利活動法人の名称

在宅福祉の会まごころサービス旭川センター

(3) 代表者の氏名

谷川 佳之

(4) 主たる事務所の所在地

北海道旭川市7条通8丁目38番地28

(5) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・社会的弱者を主な対象に愛、忍耐、技術を理念として、在宅介護等支援活動事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日

平成13年8月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称

千歳めいぶるの会

(3) 代表者の氏名

金浜 哲朗

(4) 主たる事務所の所在地

北海道千歳市自由ヶ丘3丁目10番11号

(5) 定款に記載された目的

本会は、義務教育終了後の在宅身体障害者及び知的障害者に対し、めいぶる共同作業所を事業拠点として、ノーワライゼーションの理念のもと、作業活動及び生活支援活動等を実施し、もって対象者の地域生活の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日

平成13年8月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称

エスビーオーな菜

- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

笹井 みよ
北海道亀田郡七飯町字桜町665番地11

この法人は高齢者及び子供に対し、福祉に関する事業を行い、公益の向上に寄与することを目的とする。

- 5(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年8月30日
ライフヘルズちとせ
佐々木みき
北海道千歳市北栄1丁目11番17号

この法人は、地域住民への家庭生活を営むために必要な支援、若い働き手が社会で安心して活躍できるように、子育て支援や在宅支援、高齢者の生き甲斐づくりを事業とし、地域の福祉活動に寄与する事を目的とする。

- 6(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年8月31日
市民と共に創るホスピスケアの会
松本 克弘
札幌市中央区南1条西16丁目1番245

ホスピスケアとは、その人の苦痛を全人的に緩和することを基本とし、その人らしい人生をまっとうできるように尊重し支援する考え方であり、その人の家族も対象に含めたケアのプログラムである。この法人は、市民に対してホスピスケアを広げるための事業を行い、市民の手によるより良い医療と福祉の実現とコミュニケーションに寄与することを目的とする。

- 7(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地

平成13年9月3日
北海道音楽療法センター
小野 進
札幌市中央区南2条西7丁目6番地4号
第3サントービル4F

- (5) 定款に記載された目的
- この法人は、医療・福祉分野の人や音楽療法に理解のある人たちと連携を取りながら、音楽を活用して心身に障害をもつ人たちの心身機能維持、改善、生活の

質の向上と音楽療法普及のための環境づくりに寄与することを目的とする。

- 8(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年9月6日
留萌市文化会議
原田 丈三
北海道留萌市錦町4丁目1番15号

この法人は、留萌市民のための文化の育成と創造及び郷土文化の保存継承、優れた芸術文化の鑑賞等文化の香りがするまちづくりに関わる事業を行い、異種団体との連携を深め、留萌地域に根ざした特色ある文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

- 9(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年9月11日
札幌V O
杉森 洋子
札幌市白石区菊水4条1丁目4番15号

この法人は、音楽を中心とする社会教育を進めると、また、創作表現活動による文化・芸術の振興をはかり、地域社会の文化振興とまちづくりを進めることにより、もっと心豊かな社会の創造に寄与する事を目的とする。

- 10(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日
- (2) 特定非営利活動法人の名称
- (3) 代 表 者 の 氏 名
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

平成13年9月11日
アフタースクール運営会
石黒 恵子
札幌市南区真駒内緑町2丁目1番11号

この法人は、障害児・者およびその家族に対して日常生活上の種々の支援に関する事業を行い、もっと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

北海道告示第1595号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（ましゅうの里は役員に関する変更、わっく室蘭は特定非営利活動に係る事業の種類類の追加）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する法第10条第2項の規定

により公告する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成13年8月5日
ましゅうの里
合田 秀雄
北海道上川郡弟子屈町朝日1丁目4番34号
この法人は、老人をはじめ、さまざまな障害を持つ人たちをふくむ社会構成員一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援体制を確立し、地域のコミュニティー形成に寄与する事と世界的遺産を持つ町として環境の保全を図る事を目的とする。

人たちをふくむ社会構成員一人一人が人間として自分らしく、豊かに自立した在宅生活ができる介護支援体制を確立し、地域のコミュニティー形成に寄与する事と世界的遺産を持つ町として環境の保全を図る事を目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日
(2) 特定非営利活動法人の名称
(3) 代表者の氏名
(4) 主たる事務所の所在地
(5) 定款に記載された目的

平成13年8月8日
わっく室蘭
伊藤 光男
北海道室蘭市宮の森町4丁目14番17号
本会では、高齢者の自立と連帯を促進し、相互に助け合い、明るく、高齢者にやさしい、豊かな長寿社会の実現をめざすことを目的とする。

北海道告示第1596号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成13年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 試験期日及び試験時間
2 試験地及び試験場所
(1) 試験地
(2) 試験場所
3 試験科目
(1) 砂利の採取に関する法令

平成13年11月9日（金）午前10時から正午まで

札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
受験票により受験者に通知する。

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

- 4 受験願書提出先
5 受付期間及び受付時間

受験希望地に所在する支庁の経済部商工労働（観光）課に提出すること。
平成13年10月1日（月）から23日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで。
なお、郵送の場合は、平成13年10月23日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

- 6 提出書類

- (1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。）様式第9によること。）
(2) 写真（手札型とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）

- 7 受験手数料
8 その他

受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
受験に關して不明な点があるときは、最寄りの支庁経済部商工労働（観光）課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第1597号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年1月21日までに北海道後志支庁小樽商工労働事務所に到着するよう提出することができる。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 届出事項の概要
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アール・アイ
代表取締役 西 信博
北海道小樽市稲穂5丁目10番8号
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

小樽都市計画協北地区第一種再開発事業再開発施設建築物

北海道小樽市稲穂 5 丁目 31 番 7

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者（マックスバリュ北海道㈱のみ）の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（ただし、年間16日午前9時）

閉店時刻 午後10時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後11時

(4) 変更する年月日

平成13年9月22日

(5) 上記3の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ北海道(株)	北海道札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	反田 悦生		
(株)ソルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番24号	鶴羽 樹	午前10時	午後10時
佐々木肇夫	北海道小樽市稲穂 4 丁目 2 番 21 号		午前10時	午後7時
成田 要	北海道小樽市長橋 2 丁目 3 番 7 号		午前7時	午後7時
(有)札幌ブックスセンター	北海道札幌市東区北24条東21丁目1番2号	出戸 卓成	午前10時	午前0時

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,963㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

153台

(イ) 駐輪場の収容台数

105台

(ウ) 荷さばき施設の面積

61㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

61㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数

1 か所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成13年8月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課

北海道後志支庁小樽商工労働事務所

北海道後志支庁経済部商工労働課

(2) 縦覧期間

平成13年9月21日（金）から平成14年1月21日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1598号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、富良野土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成13年9月21日

就退任
の 別

就退任年月日

理事・
監事の
別

氏 名

住

北海道知事 堀

達 也

所

就 任

平成13. 9. 8

理 事

木澤 清人

空知郡上富良野町基線北21号

就任	平成3.9.8	理事	船引梅本哲通	空知郡上富良野町西2線北30号 同　中富良野町字中富良野東6線北14号	同	同	同	木澤清人	空知郡上富良野町基線北21号 同　東5線北26号
同	同	同	向山富夫	空知郡上富良野町東3線北21号 同　富良野市字東鳥沼新生同　字北大沼の1	同	同	同	赤石沢利光	同　東6線北18号
同	同	同	松浦隆雄	同	同	同	同	瀨川信市	同　中富良野町字中富良野東3線北10号
同	同	同	長尾榮治	同	同	同	同	小野十三雄	同
同	同	同	高木富男	空知郡中富良野町字中富良野東6線北11号	同	同	同	上堀勲	富良野市字東山508番地 同　字西達布1750番地
同	同	同	信岡正之	空知郡中富良野町字中富良野東3線北8号	同	同	同	仁原俊洋	同　字北扇山の3
同	同	同	大谷國男	空知郡中富良野町字中富良野東3線北18号	同	同	同	田村稔	同　字西扇山の1
同	同	同	米澤孝一	富良野市字南扇山の3 同　字西扇山の1	同	同	同	井上勝祐	同
同	同	同	井上勝祐	同	同	同	同	向山富夫	空知郡上富良野町東3線北21号
同	同	同	宮川隆全	同　字東山358番地	同	同	同	大嶋滋	同　中富良野町字中富良野基線北97番地
同	同	同	鈴木弘美	同　字西達布2182番地	同	同	同	佐藤紀彦	空知郡中富良野町字中富良野東6線北11号
同	同	同	荳原正	同　字西布礼別	同	同	同	信岡正之	空知郡中富良野町字中富良野東3線北8号
同	同	監事	大角勝美	空知郡上富良野町東5線北21号 同　中富良野町字中富良野東7線北10号	同	同	同	高柳正雄	富良野市字南麓郷の2 同　字老節布3025番地
同	同	同	石神弘嘉	同	同	同	同	渡部信昭	同　字富丘
同	同	同	坂口幸一	富良野市字南麓郷の3 同　字西布礼別	同	同	同	猫山幸正	同　字北麓郷の2
退任	13.9.7	理事	荳原正利夫	空知郡中富良野町字中富良野基線北10号	同	同	同	由利邦親	同　字西達布2182番地
同	同	同	尾崎利夫	同	同	同	同	鈴木弘美	空知郡中富良野町字中富良野東8線北14号
同	同	同	北川恒夫	空知郡上富良野町東2線北22号 同　久保田英市東7線北16号	同	同	同	谷崎隆男	空知郡中富良野町字中富良野東3線北13号
同	同	同	久保田英市	同	同	同	同	川邊一正	空知郡中富良野町字中富良野東7線北10号
同	同	同	米沢孝一	富良野市字南扇山の3 同　字北大沼の1	同	同	同	石神弘嘉	空知郡中富良野町字中富良野東7線北10号
同	同	同	長尾榮治	同	同	同	同	坂口幸一	富良野市字南麓郷の3
同	同	同	徳島稔	空知郡上富良野町大町1丁目4番21号	同	同	同	大角勝美	空知郡上富良野町東5線北21号
同	同	同	土田栄吉	空知郡上富良野町西4線北28号 同　西2線北30号	同	同	同	荒木優	同　中富良野町字中富良野東1線北15号
同	同	同	船引武通	同	同	同	同	久保高志	空知郡中富良野町字中富良野東1線北19号
同	同	同	船曳敏雄	富良野市字南大沼の2 同　字東山358番地	同	同	同	小笠原正道	富良野市字老節布3330番地
同	同	同	宮川隆全	同	同	同	同	北一樹	空知郡中富良野町字中富良野東8線北8号
同	同	同	梅本哲昭	空知郡中富良野町字中富良野東6線北14号	同	同	同	小林勝則	富良野市字東学田二区

退 任	平成13. 9. 7	監 事	柿原 進	空知郡上富良野町東12線北21号
同	同	同	岩田 修	同 東7線北19号
同	同	同	宮本健一郎	富良野市字南扇山の2
同	同	同	中澤 茂	空知郡上富良野町西11線北31号 2932番地

北海道告示第1599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日	土地改良区名
平成13. 9. 5	小平町土地改良区
同 13. 9. 7	富良野土地改良区
同	月形土地改良区
同 13. 9. 11	剣淵土地改良区
同 13. 9. 12	士別土地改良区
同 13. 9. 13	北檜山土地改良区
同	東和土地改良区

北海道告示第1600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 達 要
北見土地改良区	常呂川第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	常呂川第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	無加川第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	無加川第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	相 内 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1601号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

就任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成13. 9. 4	理 事	永 山 喜 長	上川郡鷹栖町12線17号6番地

北海道告示第1602号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦 覧 場 所
野田生高台	一般農道整備（山村基幹）	北海道渡島支庁
北 花 月	ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水、暗きょ）	北海道空知支庁
中 斗 美	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農道、暗きょ、区画整理、土層改良）	北海道網走支庁
豊 畑	農免農道整備	北海道日高支庁
日 高 門 別	農地総合開発整備（農地造成、暗きょ、区画整理、農道）	同

北海道告示第1603号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 保安林予定森林の所在 白糠郡白糠町和天別10666の7（次の図に示す部分に限る。）
場所
- 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道釧路支庁経済部林務課及び白糠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1604号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除予定保安林の所在 河西郡更別村字更別516の1（次の図に示す部分に限る。）
場所
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び更別村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1605号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在 釧路市鶴丘149の4
在場所
2 保安林として指定された目的 風害の防備

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路線名 区

- 3 解除の理由 社会福祉施設用地とするため

北海道告示第1606号

斜里町長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（道路計画に関わる現況図作成）
2 作業期間 平成13年8月27日から10月31日まで
3 作業地域 斜里町

北海道告示第1607号

石狩市花川東土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（確定測量図作成）
2 作業期間 平成13年9月10日から11月30日まで
3 作業地域 石狩市

北海道告示第1608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所

黒橋京極線 虻田郡京極町字大富526番1地先から 北海道小樽土木現業所
虻田郡京極町字三崎309番6地先まで

後	10.00mから 18.00mまで	720.00m	—	北海道小樽土木現業所
後	10.00mから 18.00mまで	720.00m	—	
後	17.50mから 40.50mまで	700.00m	—	
前	12.00mから 12.00mまで	109.30m	一般国道241号における 10.80mの間	北海道帯広土木現業所
後	12.00mから 23.50mまで	7.312.95m	一般国道241号における 6.059.43mの間及び道道 土幌停車場線における 7.00mの間	

北海道告示第1609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月21日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	茂世丑最上線	
3 道路の区域	間	
変更新後の別	敷地の幅員	延長
空知郡栗沢町字最上354番1地先から空知郡栗沢町字最上302番5地先まで	後 前	国道等との重複区間
	16.00mから 32.50mまで	1,605.87m 一般国道234号重複延長し =15.09m
	後	一般国道234号重複延長し =22.00m
	16.00mから 32.50mまで	1,605.87m
	後	一般国道234号重複延長し =21.92m
	20.00mから 38.20mまで	1,553.59m

北海道告示第1610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年9月21日

1 道路の種類	道道	北海道知事 堀 達 也
2 路 線 名	池田停車場高島線	
3 道路の区域	間	
変更新後の別	敷地の幅員	延長
中川郡池田町字近牛47番地先から中川郡池田町字近牛47番地先まで	後 前	国道等との重複区間
	14.50mから 16.50mまで	200.00m —
	14.50mから 27.00mまで	200.00m —

北海道告示第1611号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

1	出 願 の 年 月 日	平成13年7月18日
2	出 願 者	
(1)	名 称	北海道
(2)	住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3)	代表者の氏名	北海道知事 堀 達也
3	埋 立 区 域	
(1)	位 置	檜山郡江差町字泊町6番、7番、9番、12番、13番、18番、19番、20番1、20番2、23番、24番、25番1、25番2、26番、27番、30番及び31番地先の公有水面
(2)	区 域	次の①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
①	の地点	3級基準点3－01（北緯41度53分11秒1258、東経140度08分18秒7136 X＝－234.745.371、Y＝－9.249.610）から方向角350度56分17秒の方向94.03mの地点
②	の地点	①の地点から方向角114度06分36秒の方向20.82mの地点
③	の地点	②の地点から方向角21度53分12秒の方向100.37mの地点
④	の地点	③の地点から方向角291度32分14秒の方向2.00mの地点
⑤	の地点	④の地点から方向角201度53分12秒の方向98.09mの地点
⑥	の地点	⑤の地点から方向角294度06分41秒の方向18.74mの地点
(3)	面 積	241.99m ²
4	埋立てに関する工事の施行区域	
(1)	位 置	檜山郡江差町字泊町1番2、4番1、4番2、6番、7番、9番、12番、13番、18番、19番、20番1、20番2、23番、24番、25番1、25番2、26番、27番、30番及び31番地先並びに1番2
(2)	区 域	次の1の地点から3の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と3の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
1	の地点	3級基準点3－01（北緯41度53分11秒1258、東経140度08分18秒7136 X＝－234.745.371、Y＝－9.249.610）から方向角342度45分52秒の方向79.39mの地点
2	の地点	1の地点から方向角97度53分12秒の方向11.45mの地点
3	の地点	2の地点から方向角139度16分58秒の方向11.05mの地点
4	の地点	3の地点から方向角111度53分10秒の方向17.57mの地点
5	の地点	4の地点から方向角144度30分06秒の方向12.18mの地点
6	の地点	5の地点から方向角11度39分18秒の方向9.56mの地点
7	の地点	6の地点から方向角18度15分41秒の方向7.94mの地点

1	組 合 の 名 称	音更町南宝来土地区画整理組合
2	事務所の所在地	河東郡音更町宝来南1条2丁目1番地
3	事業施行期間	平成10年9月29日から平成22年3月31日まで
4	施 行 地 区	河東郡音更町宝来南1条3丁目から南1条5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、南1条2丁目、南1条6丁目及び南2条1丁目から南2条6丁目の一部
5	設 立 認 可 年 月 日	平成10年9月21日
6	変 更 の 内 容	設計の概要及び資金計画の変更
7	変 更 認 可 年 月 日	平成13年9月14日

北海道告示第1612号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1613号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の17第5号において準用する同法第15条の4第2項の規定により、北海道指定試験機関の住所並びに二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成13年9月21日

北海道知事 堀 達 也

1 変更後の北海道指定試験機関の住所 東京都中央区京橋 2 丁目14 番 1 号 2 変更後の二級建築士試験事務及び木造建築士試験事務を行う事務所の所在地 東京都中央区京橋 2 丁目14 番 1 号 3 変更の年月日 平成13年 9 月11日			公 告 私鉄総連北海道地方労働組合執行委員長佐藤公治から、平成13年 9 月10日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定による通知があった。 平成13年 9 月21日 北海道知事 堀 達 也 1 事 件 2001年度暖房手当の交渉方式確立並びに要求実現に関する係争 2 日 時 平成13年 9 月27日午前 0 時以降本問題解決に至るまでの期間 3 場 所 次の会社において、私鉄総連北海道地方労働組合の組合員が従事する全職場 道南バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、株式会社じょうてつ、十勝バス株式会社、宗谷バス株式会社、網走バス株式会社、くしるバス株式会社、函館バス株式会社、道北バス株式会社、夕張鉄道株式会社、北紋バス株式会社、根室交通株式会社、北海道北見バス株式会社、土別軌道株式会社、阿寒バス株式会社、北海道拓殖バス株式会社、名士バス株式会社、美鉄バス株式会社、てんてつバス株式会社、北都交通株式会社、ふらのバス株式会社、(株)あさでん 4 概 要 あらゆる形の争議行為を行う。		
平成13年 8 月20日及び同年 9 月10日実施の平成13年度北海道改良普及員資格試験の合格者は、次の合格者名簿のとおりである。 （「次の合格者名簿」は、省略し、その名簿を北海道農政部農業改良課及び各支庁農業振興部農務課に備え置いて縦覧に供する。） 平成13年 9 月21日 北海道知事 堀 達 也			公 告 次のとおりプロポーザル（企画提案書）の提出を要請する。 平成13年 9 月21日 北海道知事 堀 達 也 1 業務概要 (1) 事業 名 道産品情報提供事業 (2) 事業内容 最終消費財を製造・加工する道内企業から商品情報の登録を募集し、主に流通関係企業（百貨店、スーパーマーケット、専門店等の小売業及び卸売業）向けのデータベースとしてインターネット経由で検索・閲覧できるシステムを構築することにより、道内製造・加工業のマーケティング活動を支援する。 (3) 委託する業務 この事業の実施に当たり、緊急地域雇用特別対策推進事業として次の業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により委託業者を決定する。 ア 登録申込書（原稿データファイル）の作成 イ 登録事項変更届出書（原稿データファイル）の作成 ウ 登録抹消届出書（原稿データファイル）の作成 エ 上記アからウまでの様式に係る記入要領（原稿データファイル）の作成 オ ダイレクトメール送付用宛名ラベルの作成 カ 事業周知用パンフレット（原稿データファイル）の作成 キ データベースの作成（テキスト・画像データの作成・入力） ク データベース検索・表示機能付き HTML 文書の作成 ケ データ更新作業手引書（原稿データファイル）の作成 コ その他上記アからケまでの業務に附随する業務 (4) 履行期限 平成14年 3 月29日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 北海道内に本部又は営業拠点を置き、かつ、営利法人であること又は特定非営利団体活動促進法（平成10年法律第 7 号）若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく法人格を有すること。 イ インターネットを活用した商品情報提供に関する知見を有すること。 ウ 業務用のホームページ作成に関する技術及び一般的なアプリケーションソフトの利		

用者に対する教育が可能な知見を有すること。 エ 事業の実施に伴う新規の雇用及び雇用機会の創出に係る労務費の割合が、原則として委託費の25%以上を確保できること。 (2) プロポーザルの特定基準 企画提案は、次の事項を審査し、総合的に判断する。 ア 新規雇用の創出 当該業務に係る新規雇用の発生と業務終了後の再雇用の可能性等 イ 業務処理能力 業務に関連する知見と技術を有すること等 ウ 企画提案の妥当性 エ 企画提案の内容の充実度等 エ 事業を行うために使用する道産品の考え方 道産品の利用促進に関する考え方 3 手続等 (1) 担当部局 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部地域産業課 電話番号 011－231－4111 内線 26－317又は318 (2) プロポーサル参加希望者に対する説明会の開催 ア 開催日時 平成13年9月26日（水）午前10時から2時間程度 イ 会場 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤れんが庁舎2階第3号会議室 (3) プロポーサル説明書の交付期間、場所及び方法 平成13年9月21日（金）から10月1日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 交付時間は午前9時から午後5時まで 交付場所は、(1)に同じ。 手交以外の交付及び参加を予定する業者以外への交付は行わない。 (4) 参加表明書及びプロポーザルの提出時期、提出場所及び方法 平成13年10月10日（水）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること（郵送等は不可）。 4 その他	

(1) 契約書作成の要否 要 (2) 本業務に係る照会窓口 3(1)に同じ。 (3) ヒアリングの実施 参加表明書及びプロポーザルを提出した者に対し、プロポーザルに関するヒアリングを行う。 ア 開催日時 平成13年10月15日（月） イ 会場 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館地下1階大会議室 集合時刻については、別途通知する。 (4) 詳細は、プロポーサル説明書によること。	支 庁 告 示
北海道渡島支庁告示第29号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。 その関係図面は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。 平成13年9月21日	支 庁 告 示
1 指 定 番 号 第13－3号 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄	支 庁 告 示
2 指 定 年 月 日 平成13年9月13日	
3 道 路 の 位 置 山越郡八雲町立岩477番9、499番19	
4 道 路 の 幅 員 6.00 m	
5 道 路 の 延 長 72.52 m	支 庁 告 示
6 申請者の住所及び氏名 山越郡八雲町東雲町24番地の74	
株式会社 加納工務店 代表取締役 加納 昭平	
道教育庁胆振教育局告示	支 庁 告 示
北海道教育庁胆振教育局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	支 庁 告 示

第1299号

北海道公安委員会規則

- 平成13年9月21日 北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭
- 1 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
パソコンコンピュータ 2式 42台×2校（職業科）
 - 2 落札を決定した日
平成13年7月26日
 - 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電気リース株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
 - 4 落札金額
485,100円
 - 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁胆振教育局告示第3号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号

道公安委員会規則

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則をここに公布する。

平成13年9月21日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第16号

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則

（趣旨）

第1条 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第27条に規定する北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）の所管に属する出資法人等の情報公開に係る事務の処理については、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

（公開の対象）

第2条 条例第27条第1項の道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、毎年4月1日において次の要件のいずれかに該当する公安委員会の所管に属する民法（明治29年法律第89号）第34条に規定

する公益法人とする。

- (1) 基本財産（道が出えんする基金を含む。）に占める道の出えん金又は出資金の割合が2分の1以上であること。
- (2) 前々年度において道の補助金、負担金及び交付金（以下「補助金等」という。）の総額が歳出規模（法人等の年間の総支出額をいう。ただし、特別会計等複数の会計を有する場合で、各会計相互の繰出し又は繰入れのある場合は、その控除を行う。以下同じ。）の2分の1以上であること。
- (3) 前々年度において道の補助金等及び委託料の総額が歳出規模の2分の1以上であること。

2 条例第27条第1項の経営状況を説明する文書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 役員名簿（社員名簿）
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

3 条例第27条第2項の出資法人等が保有する文書は、平成13年10月1日以後に出資法人等が作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、出資法人等が管理しているものとする。

（経営状況を説明する文書の公開）

第3条 出資法人等は、毎事業年度終了後、おおむね3か月以内に、各出資法人等の経営状況を説明する文書を公安委員会に提出するものとする。

2 出資法人等はその主たる事務所に、公安委員会は北海道警察において当該出資法人等を監督する課（以下「所管課」という。）のほか北海道警察本部総務部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）及び北海道警察の各方面本部の総務課（以下「方面本部総務課」という。）に経営状況を説明する文書を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、方面本部総務課に備え置く文書は、当該方面本部の所在地を包括する方面の区域に主たる事務所が所在する出資法人等のものとする。

（出資法人等が保有する文書の公開）

第4条 出資法人等が保有する文書であって、公安委員会が管理していないものの閲覧又はその写しの交付（以下「文書の閲覧等」という。）の申出をしようとするものは、公安委員会に対して、別に定める事項を記載した申出書を提出するものとする。

- 2 公安委員会は、前項の申出書を受け付けたときは、速やかに出資法人等に対して文書の閲覧等の申出（以下「閲覧等申出」という。）に係る文書を公安委員会に提出するよう求めるものとする。
- 3 出資法人等は、公安委員会から閲覧等申出に係る文書の提出の依頼があったときは、閲覧等申出に係る文書に、条例第10条第1項各号に掲げる情報に相当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の閲覧等に応じるものとする。ただし、第2条第1項第2号及び第3号の出資法人等にあつては、道の補助金等及び委託料の支出に係る対象事業費以外の経費に係る文書を除いて、当該文書の閲覧等に応じるものとする。
- 4 出資法人等は、公安委員会から閲覧等申出に係る文書の提出の依頼があったときは、おおむね14日以内に閲覧等申出に対する諸否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。
- 5 出資法人等は、前項の決定をしたときは、公安委員会を経由して速やかに第1項の申出書を提出したもの（以下「閲覧等申出者」という。）に書面により通知しなければならない。
- 6 文書の閲覧等は、警察情報センター若しくは方面本部総務課又は出資法人等の主たる事務所において行うものとする。ただし、方面本部総務課で行う文書の閲覧等は、文書の閲覧等に係る文書が、当該方面本部の所在地を包括する方面の区域に主たる事務所が所在する出資法人等のものである場合に行うものとする。
- 7 閲覧等申出者は、文書の閲覧等に要する費用（写しの送付に要する費用を含む。）を、出資法人等の請求に基づき負担するものとする。
- （事務の処理等）
- 第5条** 公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開に関する事務の処理については、北海道警察本部長が行うものとする。
- 2 この規則に定めるもののほか、出資法人等の情報公開に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

平成十三年九月二十一日

金曜日

八六

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

発行編集印

行集刷

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社